大阪府社会福祉施設等物価高騰対策一時支援金事業
～同一建物（施設）内での複数サービスにおける一時支援金事業：申請の考え方～

図1：介護・障がいの訪問系サービスについて、同事務所で複数の事業者指定を受けている場合（同法人、同事業所、同住所、同区画）

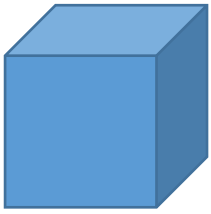

（訪問のみの事業所：1F）

〇訪問系の事業のみ複数指定等されている場合
→（例）介護の訪問介護＋障がいの居宅介護
訪問系の事業のみ複数指定等されている場合は、
1施設当たり 11,000 円。いずれかのサービスでのみ申請願います。

図2：同じ建物で、複数のサービスの指定を受けている場合（同法人、同事業所、同住所。ただし1階、2階で分かれていたり、区分してサービスの指定を受けている場合）は、それぞれで申請することが可能。

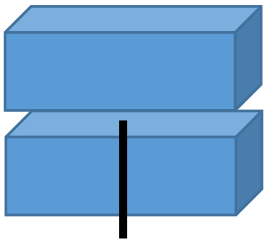

2F（入所系）
1F（通所系＋訪問系）

（例）支援金算出
2F入所系　定員 50 人×4,200 円
1F通所系　定員 20 人×1,350 円
1F訪問系　11,000 円／施設

図3：同じ建物で、複数のサービスの指定を受けている場合（同法人、同事業所、同住所。ただし区分せずに同じ場所でサービスの指定を受けている場合）は以下のとおり。

A：通所系で同時間における最大利用者数が各サービスごとに定員が定められている場合は、それぞれで申請することが可能。

（各サービスごとに定員あり：1F）

（例1）支援金算出
1F：介護の指定通所介護　定員 20 人×1,350 円
1F：介護の第 1 号通所事業　定員2人×1,350 円
（緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）

（例2）支援金算出
1F：障がいの生活介護　定員 10 人×1,350 円
1F：障がいの就労継続支援B型（多機能型）
定員 10 人×1,350 円

B：通所系で同時間における最大利用者数がいずれかのサービスの定員を限度とする場合は、いずれか1つのサービスでのみ申請することが可能。

（いずれかのサービスの定員を限度とする：1F）

（例）支援金算出
1F：障がいの放課後ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ定員 10 人＝限度
1F：障がいの児童発達支援　定員 10 人
（多機能型障害児通所支援事業所）
1F：障がいの放課後ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ定員 10 人×1,350 円

C：通所系で実施時間を分けている場合は、いずれか1つ、定員の大きい方のサービスでのみ申請可能。

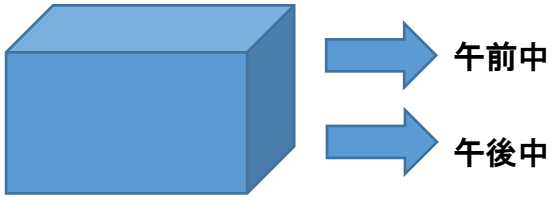

（いずれか1つ定員の大きい方でのみ申請：1F）

（例）介護の通所事業所で複数単位で運営している場合
午前：定員 20 人＝大きい方
午後：定員 15 人
→定員 20 人×1,350 円

図4：同じ建物で、複数のサービスの指定を受けている場合（同法人、同事業所、同住所。ただし2階は医療施設、1階は介護保険サービスの指定を受けている場合）は、それぞれで申請することが可能。（医療施設の支援金は医療での申請が必要。）
★医療施設は、訪問系も通所系も実施していない。

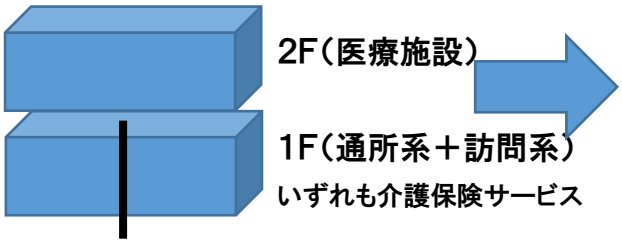

（例）支援金算出
2F：医療施設　30,000 円/施設
1F通所系　定員 20 人×1,350 円
1F訪問系　11,000 円／施設

図5：同じ建物で、複数のサービスの指定を受けている場合（同法人、同事業所、同住所。ただし2階は医療施設、1階は介護保険サービスの指定を受けており、訪問系では医療保険サービスも実施している場合）は、それぞれで申請することが可能。（医療施設の支援金は医療での申請が必要。）

★医療施設は、訪問サービスを実施しており、通所サービスは実施していない。

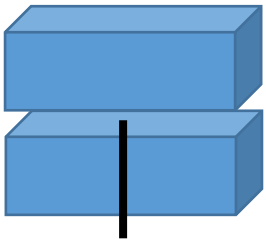

2F（医療施設）

1F（通所系＋訪問系）

通所系は介護保険サービス

訪問系は介護保険・医療両サービス

（例）支援金算出

2F：医療施設　｝30,000 円/施設

1F訪問系（医＋介）｝

1F通所系　定員 20 人×1,350 円

図6：同じ建物で、複数のサービスの指定を受けている場合（同法人、同事業所、同住所。ただし2階は通所サービスも実施する医療施設、1階は介護保険サービスの指定を受けており、訪問系では医療保険サービスも実施している場合）は、それぞれで申請することが可能。（医療施設の支援金は医療での申請が必要。）

★医療施設は、訪問サービスも通所サービスも実施している。

★通所系は医療と介護が別体制で実施されている。

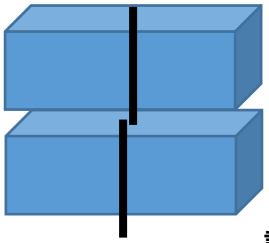

2F（医療施設・通所あり）

1F（通所系＋訪問系）

通所系は介護保険サービス

訪問系は介護保険・医療両サービス

（例）支援金算出

2F：医療施設　｝

2F：医療・通所（定員 10 人）｝ 30,000 円/施設

1F訪問系（医＋介）｝

1F通所系　定員 20 人×1,350 円

図7：同じ建物で、複数のサービスの指定を受けている場合（同法人、同事業所、同住所。ただし2階は医療施設、1階は介護保険サービスの指定を受けており、通所系では医療保険サービスも実施している場合）は、それぞれで申請することが可能。（医療施設の支援金は医療での申請が必要。）

★医療施設は、訪問サービスは実施していない。

★通所系サービスは、医療と介護が一体的に実施されている。

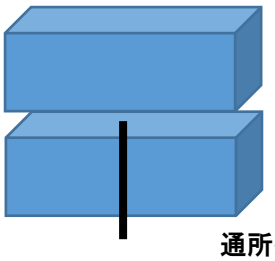

2F（医療施設）

1F（通所系＋訪問系）

訪問系は介護保険サービス

通所系は介護保険・医療両サービス

パターン1、パターン2いずれかの
申請が可能

（例）支援金算出　パターン1

2F：医療施設
1F：通所系（医療保険＋介護保険）　30,000 円/施設
1F：訪問系　11,000 円／施設

or

（例）支援金算出　パターン2

2F：医療施設　申請しない
1F：通所系（医療保険＋介護保険）定員 20 人×1,350 円
1F：訪問系　11,000 円／施設